

落合中学校PTA規約

令和7年5月23日改正

第1章 名 称

第1条 本会は東京都新宿区立落合中学校PTAと称し、事務所を東京都新宿区下落合 2-24-6(新宿区立落合中学校内)に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は家庭と学校の緊密な連絡のもとに、生徒の幸福を増進し心身の健全な発達を期するため、会員相互が教育に対する理解を深め、すすんで一般社会の協力を促進することに務めるとともに、とくに地域の教育環境の整備改善をはかり、落合中学校の教育に協力することを目的とする。

第3章 方 針

第3条 本会は教育を主旨とする民主的団体であって、他のいかなる団体の支配も統制も干渉も受けてはならない。

第4条 本会は特定の政党的、宗教的団体や活動に関係をもってはならない。

第5条 本会は直接学校の管理や人事に関与するものではない。

第4章 会 員

第6条 本会に入会できるものは、落合中学校の生徒の保護者及び教員のうち、本会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望したものとする。

2 会員は、次の各号に該当する場合、退会する。

(1)落合中学校の生徒の保護者または教員でなくなったとき。

(2)会員及び生徒の氏名、退会の意思を明示した書面(以下、「退会届」という)を第7条の会長に提出し、会長が受理したとき。

3 退会届が提出された場合、会長はこれを受理しなければならない。

第5章 役員および会計監査委員

第7条 本会は次の役員および会計監査委員を置く。

- (1) 会 長(保護者)
- (2) 副 会 長(保護者、副校長)
- (3) 書 記(保護者、教員)
- (4) 会 計(保護者、教員)
- (5) 顧 問(校 長)
- (6) 会計監査委員(保護者)

第8条 役員および会計監査委員は総会で選任する。

第9条 役員(教員委員を除く)および会計監査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 役員および会計監査委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 書記は各会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管し、また、本会の庶務を行う。
- (4) 会計は本会の経理を処理する。
- (5) 会計監査委員は本会の会計を監査する。また運営委員会に出席することができる。ただし、投票権は持たない。

第6章 会費および経費

第11条 本会の活動経費は、会費、その他の収入によって支弁する。会費の金額は、年度当初の総会において決定する。

第12条 本会の会計は、予算にもとづいて行われる。予算案は運営委員会で作成し、総会で議決する。

第13条 本会の決算は監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 総会および各種委員会

第15条 総会は最高議決機関であって、次の事項を行う。

- (1) 前年度の事業報告、決算報告の承認
- (2) 役員の選任
- (3) 新年度の事業計画および予算の審議決定
- (4) 規約改正、その他重要事項の審議ならびに承認

第16条 定期総会は年1回とし、年度初めに開かれる。なお、運営委員会が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要請があった時は、臨時総会を開かなければならない。

第17条 総会は全会員に対して情報を開示する事によって成立し、議決は過半数の同意を必要とする。なお、同数の場合は議長が決定する。

第18条 運営委員会の構成および運営は次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は、役員、各委員、係をもって構成する。
- (2) 運営委員会は会長が招集し、役員、各委員および係の連絡調整、研修、学校行事への協力ならびに緊急事項について処理する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (3) 運営委員会は構成員の半数以上の要求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

第19条 各委員・係の構成および運営は次のとおりとする。

- (1) 選出された委員と担当教員をもって構成する。
- (2) 任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (3) 専門委員会の種別および事業は次のとおりとする。
 - ①広報委員会 PTA会報の編集、発行および会員相互の連絡、報道に関すること。
 - ②イベント委員会 生徒の校外における生活指導および環境の整備改善に関すること。

- 第 20 条 会長は運営委員会の議決を経て、規約の施行または運営について必要な細則を定めることができる。
- 第 21 条 本規約は総会で3分の2以上の同意を得なければ改廃することはできない。

附則

- 本規約は昭和63年5月14日よりこれを施行する。
- 平成11年3月 4日 一部改正施行する。
- 平成22年4月30日 一部改正施行する。
- 平成27年5月 8日 一部改正施行する。
- 平成28年5月10日 一部改正施行する。
- 平成29年5月 9日 一部改正施行する。
- 令和 6年5月24日 一部改正施行する。
- 令和 7年5月23日 一部改正施行する。

慶弔規定

- 第1条 本会の会員およびその子ども(本校の生徒に限る)の死去に対しては、弔慰として 5,000 円をおくる。
- 第2条 前条のほか、運営委員会が必要と認めた場合は、慶弔金品をおくることができる。

令和6年5月24日改正

会費規定

- 第1条 本会の会費は、年度初めに納入する。
- 第2条 年度途中において転入又は転出および退会する会員の会費については次のとおりとする。
- (1) 転出および退会した場合は、納入した会費は返却しない。
- (2) 年度途中に転入した場合は、次年度以降の会費のみ納入する。

令和7年5月23日改正

以上